

建設業退職金共済制度（建退共）の概要

- ◎ 建退共は、建設業で働く労働者のための退職金制度（中小企業退職金共済法に基づく制度）
- ◎ 退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙と電子申請により充当された掛金の合計が12月（21日分を1か月と換算）以上になって、建設業関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者又はその遺族からの請求により、請求者本人に支給

加入できる従業員

建設現場で働く方は職種などに関係なく加入できます

建設現場で働く労働者なら、国籍や、大工・左官・とび・土工・電工・配管工・現場事務員などの職種を問わず、日給制・月給制に関係なく加入できます。ただし、役員報酬を受けている者や本社等の事務専用社員等は加入できません。

掛金の納付方法

事業主より証紙貼付方式か電子申請方式によって納付されます

事業主より公共工事・民間工事を問わず、共済手帳に就労状況に応じた共済証紙の貼付と消印又は退職金ポイントによる掛金の充当が行われます。

制度に加入している事業所

建退共ホームページより確認することができます

建退共ホームページ内「建退共加入事業所情報」から検索が可能です。

1人親方の加入

任意組合で加入できます

一人親方（一人親方とともに技能習得中の方も含まれます）が集まって任意組合を作り、建退共が規約について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することにしております。

《 建退共制度の特色 》

電子申請で手続可能

掛金は、インターネットを利用して電子的に納付することも可能です。これにより、事業主は、共済証紙の購入・貼付・消印および共済証紙の現物管理が不要となります。また、労働者はいつ、どの事業主で掛金が納められたか確認することが出来るため、掛金納付実態の透明化が図れます。

経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経審において、制度に加入し履行している場合には、加点評価されます。

掛金は損金扱い

事業主が払い込む掛金は、法人企業の場合は損金（法人税法施行令第135条第1号）、個人企業の場合は必要経費（所得税法施行令第64条第2項）として全額算入できます。共済証紙の現物交付及び退職金ポイントにより元請負人が負担した下請の掛金も、工事原価に算入できます。

制度説明動画 配信中!

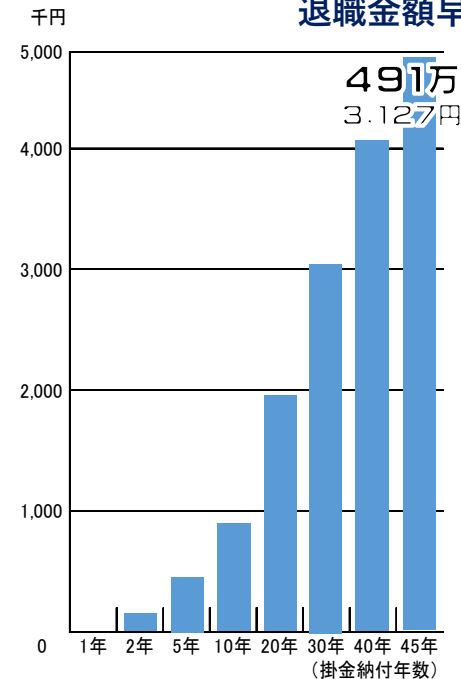
建退共

検索

電子申請方式専用コールセンター

TEL 0120-006-175

退職金額早見表 （掛金320円で計算。令和3年10月1日以降に加入した場合）



※上記は320円証紙から始めて途中制度改正が行われなかった場合の予定退職金額です。（2021年10月1日現在）
 ※退職金額は、費用、収益及び経済事情等を勘案して予定運用利回り及び掛金日額が見直されることにより変動することがあります。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6731-2866

建退共制度の手順－加入から退職金を受け取るまで－

契約できる人、加入できる人

契約できる事業主は？

建設業を営む方なら総合・専門・職別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているといないにかかわらず契約できます。



加入できる従業員は？

建設現場で働く労働者であれば、国籍や、大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・運転工・現場事務員などの職種を問わず日給制・月給制に関係なく加入できます。ただし、役員報酬を受けている方や本社等の事務専用社員、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に加入している方は加入することができませんのでご注意ください。

一人親方も任意組合で加入できます。

一人親方(一人親方とともに技能習得中の者も含みます)が集まって任意組合を作り、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などは、その事業主である任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することによりしております。

加入するには

「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」に必要事項を記入して、各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部に申し込んでください。
※加入の手続に関しては、費用はかかりません。



加入すると

加入すると、事業主には「建設業退職金共済契約者証」、現場で働く方々には「建設業退職金共済手帳」が交付されます。

事業主には？



現場で働く人には？



労働者(被共済者)が退職したときは

労働者(被共済者)が退職した時は、共済手帳を必ず労働者(被共済者)に渡してください。あわせて、建設業の事業所が変わっても制度に加入している事業所であれば、引き続き退職金の掛金納付が継続できることを説明してください。退職金の受給資格を有する労働者(被共済者)に対しては、退職金の請求ができる旨お伝えください。

共済手帳の更新時期は

「手帳更新申請書」又は「手帳更新申請書(掛金助成)」に必要事項を記入して、共済手帳を添えて各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部に提出してください。

250日分の共済証紙を貼り終えた場合は？

共済手帳に250日分(1冊目の掛金助成手帳は200日分)の共済証紙を貼り終えた場合は、更新手続きを行ってください。

次回更新時期が到来した場合は？

令和2年11月以降に建退共が発行した共済手帳の表紙には、「次回更新時期」が記載されています。「次回更新時期」が到来したときは、250日分の共済証紙を貼り終えていない場合でも、適宜更新手続きを行ってください。

次回更新時期が記載されていない共済手帳の場合は？

交付日から2年を経過した共済手帳は、250日分の共済証紙を貼り終えていない場合でも、適宜更新手続きを行ってください。

※電子申請方式を利用されている場合は、電子申請専用サイトを通じて更新時期をお知らせします。

掛金を納めるには

【証紙貼付方式】

共済証紙の購入は？

この制度は公共・民間工事を問わず、すべての適用となりますので、必要に応じて最寄りの金融機関で共済契約者証を提示して購入してください。



共済証紙の貼り方は？

雇用している労働者に賃金を支払うつど(少なくとも月1回)、働いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印をすることで掛金を納めたことになります。

取扱金融機関は？

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・一部の信用金庫および信用組合などで取り扱っております。



退職金を受け取るには

退職金は、労働者(被共済者)が建設関係の仕事をしなくなったとき等に、共済手帳に貼り終わった共済証紙及び電子申請により掛金納付された日数の合計が12月(21日分を1ヶ月と換算)以上あったときに、受け取ることができます。退職金を受け取るには、労働者(被共済者)又はその遺族からの請求により、その請求人個人の普通預金口座に直接支払われます。

(なお、請求事由発生年月日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。)



請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と住民票、退職所得の受給に関する申告書、個人番号及び身元確認のための書類等を添えて、各都道府県の建設業協会等にある建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

退職金額は？

退職金については、右の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3~5割程度の額となっております。ただし、12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



(注) (1)この年表は、最初の不足額(掛金)及び掛金320円に、利用額と退職金ポイントの21日分を1ヶ月と換算し計算した退職金の額です。(2)320円未満の掛金を納付している人の退職金は、その年の掛金に、その不足額(掛金)の割合に応じて、別にお算出します。(3)退職金に、費用(掛金)及び掛金納付額等を除いた不足額(掛金)及び掛金320円に、この表の退職金の額を、加算したものが退職金となります。

【電子申請方式】



電子申請方式の申請は？

就労実績報告作成ツールまたは建退共HPから「電子申請方式申込書」を出力(ダウンロード)し、建退共支部へ提出して下さい。建退共本部よりIDとパスワードを記載した専用サイト開通通知書を送付します。※電子申請方式は無料で利用できます。

退職金ポイントの購入は？

ペイジーまたは口座振替により「退職金ポイント」を購入してください。

就労実績ファイルの登録は？

電子申請専用サイトに就労実績を登録してください。

就労実績ファイルの作成は？

就労実績報告作成ツールに公共・民間工事を問わず働いた日数を入力し、就労実績ファイルを作成してください。

掛金の充当は？

建退共本部において、労働者(被共済者)の就労実績に基づき、あらかじめ購入された退職金ポイントを掛金へ充当(納付)します。

※掛金は全額事業主が負担するものであり、給与の天引き等で一部でも労働者に負担させることはできません。